

○財務省告示第二百八十六号
所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)
第二百十条第四号の規定に基づき、生命保険料控
除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件
(昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号)
の一部を次のように改正し、平成十四年分以後の
所得税について適用する。
平成十四年七月十八日
財務大臣 塩川正十郎
第一号へを同号トとし、同号ホの次に次のよう
に加える。
へ 全日本自治体労働者共済生活協同組合